

伊予市役所 ☎982-1111 (代)

中山地域事務所 ☎967-1111 (代) 双海地域事務所 ☎986-1111 (代)

**軽自動車税・自動車税には
減免措置制度があります**

身体障害者・戦傷病者が所有し、自らが運転する車両、又は、精神障害者や18歳未満の身体障害者と生計を共にする方が所有する車両は、障害の程度により軽自動車税・自動車税が減免される場合があります。

■対象車両

- ① 障害者が所有し、自らが運転する車両
 - ② 18歳未満の障害者や重度精神障害者と生計を共にする方が所有、運転し、障害者のために使用する車両
 - ③ 重度身体障害者の所有で、生計を共にする方が運転し、障害者のために使用する車両
- ※自家用で、軽自動車・自動車あわせて1人1台減免できます。

■申請に必要なもの

- ① 減免申請書(軽自動車税は税務課、自動車税は福祉課にあります)
 - ② 運転免許証
 - ③ 印鑑
 - ④ 自動車検査証
 - ⑤ 納税通知書
 - ⑥ 身体障害者手帳(戦傷病者手帳療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神状態に関する証明書)
- ※生計を共にする方が車両を所有し、

税務課 (内線531)

運転する場合は、通学・通院・通所の証明書が必要です。また、生業を行っていることの証明書や福祉課発行の生計同一証明書、健康保険証が必要となります。

- 申請書提出期限 5月24日(木)
- 提出先・問い合わせ 事務所総合窓口課へ。

○ 軽自動車税：税務課又は各地域事務所
○ 自動車税：松山地方局課税課 (松山市北持田町132、☎941-1111)

休日に出張収納窓口を開設します

伊予市軽自動車税、自動車税(県税)が対象です

- 日時 5月19日(土)、20日(日)
26日(土)、27日(日)
9:30~18:00

納期限
5月31日(木)

- 場所 ダイキ伊予店(下吾川)
5月中旬に送付される納付書をお持ちください。同じ日程で市役所庁舎内でも休日納付窓口を設置します。税の納付、納付相談にご利用ください。
- 問い合わせ 会計課収納担当

『伊予市男女共同参画基本計画』が策定されました

企画財務課 (内線667)

市では、家庭・学校・地域・職場など社会のあらゆる場で、男女が対等なパートナーとして参画し、個性と能力が発揮できる社会の実現を目指して、「伊予市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成28年度を目標年度として、「だれもが自分らしく生きられる郷(くに) 伊予市を目標して」を計画の目標に、次の5つの主要課題と15項目の重点目標を掲げています。

- ① 男(ひと)と女(ひと)が尊重される郷(くに)づくり
- ② 男と女が主体的に生きられる郷(くに)づくり
- ③ 男と女が共に考える郷(くに)づくり
- ④ 男と女が安心して暮らせる郷(くに)づくり
- ⑤ 男と女が活躍できる郷(くに)づくり

※詳しくは、伊予市ホームページ (<http://www.city.iyoehime.jp/>) をご覧ください。

不法投棄禁止!!!

道路・河川・海岸などへのごみの投げ捨ては絶対にしないでください。

違反者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処罰されます。

※不法投棄をした者には、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金が課せられます。



マナーを守ってきれいな街にしましょう!

6月1日、商業統計調査が行われます

企画財務課（内線588）



6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が対象となります。

この調査は、商業の振興、中心市街地の活性化など、流通産業施策のための基礎資料となるものです。

5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、皆様のご協力をお願いします。

また、この調査は統計法に基づいて実施される国の重要な調査です。提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。

国民生活基礎調査にご協力ください

この調査は、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を世帯面から総合的に把握し、今後の厚生労働行政の企画及び立案のための基礎資料となります。

本年は、平成17年度に実施され国勢調査区の中から無作為に抽出した地区の方に調査をお願いします。

5月下旬から調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、皆様のご協力をお願いします。

■調査対象地区

○尾崎地区の一部

○中山町佐礼谷の山口及び柿谷地区
※集められた調査票は、法律により統計の目的以外で使用することはありません。

■問い合わせ

愛媛県松山保健所企画課企画情報係（☎9411111）

児童手当の手続きはできていますか？

福祉課（内線539）

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給する制度ですが、児童の増加・転入などにより、手続きのできていない方はいませんか？

また、所得の制限により、現在支給できていない方も、平成19年度の所得の見直しにより、支給できるようになるかもしれません。

新たに対象となる方は、5月中旬に「認定申請書」を提出してください。なお、児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。提出が遅れると、6

月分からの手当を受けられないので、新たに支給できる方は5月中旬に提出してください。

■必要なもの

- 印鑑（スタンプ印は不可）
- 振込口座が分かるもの（郵便局以外で請求者名義のもの）
- 年金手帳（請求される方のもの）
- 保険証（請求される方のもの）
- 平成19年1月1日に伊予市に住所がなかった方は、1月1日現在にあつた住所地の「児童手当所得証明書」

■受付開始日 5月1日（火）

平成19年度

児童福祉週間

5月5日（土）～11日（金）

『見つけよう

みんながもってる

いいところ』

4月1日、伊予市シルバー人材センターが社団法人になりました。

- 高齢者の皆さん、シルバーに入会しませんか！
知識・経験を生かし、生きがいを求めませんか！
- シルバーにご用命はありませんか？
ご用の方はお気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ 社団法人 伊予市シルバー人材センター（伊予市灘町363番地、☎946-7377）

嘱託職員(水道部水道課)を募集します

総務課(内線560・561)

■募集期間

5月1日(火)～15日(火)

■募集人員 1人

■応募要件

5月1日現在60歳以下で、普通運転免許を所持し、パソコン(ワード・エクセル)を使用できる方

■職務内容

- ・各水源地の点検管理及び清掃業務
- ・各水源地の水質検査採水業務
- ・給水栓の開栓、閉栓、廃止事務の補助
- ・給水工事の竣工検査業務
- ・水道メーターの検針業務
- ・その他業務全般の補助

■雇用期間

平成19年6月1日～平成20年3月31日(次年度以降更新する場合があります。)

■勤務場所

伊予市水道部水道課(伊予市米湊820番地)

■勤務条件

○勤務時間 (原則)月曜～金曜日

8時30分～17時30分

○休日 原則週休2日(土・日曜日、祝日、年末年始)

○報酬月額 161,000円

○雇用保険、健康保険、厚生年金保険あり

○通勤手当、期末手当(市職員に準じて支給)

■選考方法

面接審査による。面接日時は、別途通知します。

■応募方法

- ①履歴書(市販のもので結構です。)
 - ②普通運転免許証の写し
- ①～②を伊予市総務部総務課人事担当へ提出してください。
※提出書類は返却いたしません。

■受付時間

8時30分～17時30分(休日を除く)

■問い合わせ

伊予市総務部総務課人事担当
〒799-1319、伊予市米湊820番地

伊予市介護相談員を募集します

長寿介護課(内線562)

市では、中立かつ公平な立場で

介護サービス利用者の要望や意見を聞き、事業者に伝達する橋渡し役として、介護相談員制度を設けています。

■活動内容

サービス提供事業所を定期的に訪問し、利用者との会話や行事への参加などを行います。そこで気付いたこと、要望等を事業者へ伝えることで、利用者が安心して暮らせるお手伝いをしていただきます。

■応募要件

特定の職域や資格は必要ありませんが、高齢者介護に興味や熱意を持った方で、定期的な訪問と、市が実施する研修会などに参加できることが要件となります。

■任期 2年間

■選考方法 面接審査による。面接日時は、別途通知します。

■申し込み・問い合わせ 5月18日(金)までに長寿介護課へお問い合わせください。

『花づくり講座』受講生の募集!

産業経済課(内線573)

花づくりについての基礎知識園芸作業、ガーデンングなどを学んでみませんか。

■募集定員 50人

■開催日時 下表のとおり、14時～16時

■開催場所 さざなみ館

■受講費 材料代実費負担

■申込期間 5月25日(金)まで(定員になり次第、締め切ります。)

■申込方法 市役所ロビー、各地区公民館に置いてある「受講申込

書」に必要な事項を記入し、産業経済課又は各地域事務所地域振興課へお申し込みください。

月日	内容
6月8日(金)	花づくりの基礎知識 さし木の仕方
8月10日(金)	夏の園芸作業
10月12日(金)	秋の園芸作業
12月14日(金)	冬の園芸作業
1月11日(金)	ガーデンング講座
3月14日(金)	春の園芸作業と総括

※都合で内容を変更することがあります。

国民年金の相談について

保険年金課（内線547）

「ねんきんダイヤル」サービスの実施

「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センター等のうち回線の空いているところにつながるります。通話料金の負担については、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金で利用できます。

■年金請求などの年金相談については

☎057010511165

■すでに年金を受給している方の年金相談については

☎057010711165

※受付時間は、8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）



インターネットで自分の年金加入記録を閲覧できる「年金個人情報提供サービス」の実施

サービスの提供を申し込むと、内容確認後、社会保険庁より「ユーザID・パスワード」が自宅に送付されます。（申し込みから送付されるまで2週間程度かかります。）

社会保険庁ホームページにて「ユーザID・パスワード」と申し込み時に設定する「お客様設定パスワード」を入力することで利用できます。

■閲覧できる年金加入記録

- ・これまでの公的年金制度の加入の履歴（加入制度、加入月数等）
- ・納付状況
- ・厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額
- ・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額 など
- ※共済組合等に現在加入中の方は、サービス対象外となっています。

詳しい内容や申し込み方法は、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp>）をご覧ください。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電話
5	3(木)	豊田設備	下吾川 982-6867
		(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	4(金)	未来設備	尾崎 983-5282
		功栄設備	中村 982-5888
	5(土)	(有)升田金物店	出渕 967-0067
		(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	6(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
		友澤設備	大平 982-1381
	12(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
		(有)田中興業	中山 967-0558
	13(日)	(株)佐々木工業所	湊町 983-0450
		佐伯工業所	灘町 983-1244
	19(土)	(有)港南設備	稲荷 982-4487
		(株)中山建設	中山 967-1035
	20(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553
		(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
26(土)	(有)栄電機設備	中山 967-1318	
	(株)伊予設備	米湊 983-4613	
27(日)	岩井水道工業所	大平 983-3066	
	藤岡工業(株)	上灘 986-0350	

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、全て有料です。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(3月末日現在)

	3月	累計	前年比
発生	22件	61件	+1件
死者	1人	1人	±0人
傷者	24人	74人	-9人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(3月末日現在)

	3月	累計	前年比
侵入盗	2件	16件	+7件
自動車盗	1件	2件	+2件
オートバイ盗	0件	2件	-1件
自転車盗	0件	9件	-4件
車上ねらい	3件	12件	+6件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
地域の安全と安心を守る防災組織

伊予消防署 ☎ 982-0657

■伊予市消防団

～われら、地域に生きる消防団～

消防団は、普段は仕事に就きながら、災害が発生した時にはいち早く現場に駆けつけ、消防署と協力しながら現場活動を行います。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護と使命感のもと、火災消火活動だけでなく、水防活動・警戒巡視・行方不明者の捜索・大規模災害における救助救急活動・防火指導などと、地域に密着した防災のリーダーと言えます。

現在の消防団は、全団員(812人)が10分団に分かれて活動しています。その中には、11人の女性消防団員も入団し、

防災訓練や出初式等の行事、防火意識の啓発を行うなど、女性ならではの、きめ細かい感覚とパワーで消防団に新たな風を吹かせ活躍しています。



▲火災防ぎょ訓練をする消防団員



▲防火パレードでの婦人防火クラブ

■伊予市婦人防火クラブ

～家庭の防火は主婦の手で～

自分たちの地域から火災をなくすには、まず各家庭からの火災をなくすことが第一です。そして、日ごろから火気を取り扱う機会の多い主婦が防火に関心を持ち、必要な知識を身に付けることが大切です。

市では、「婦人防火クラブ」を結成し、4クラブ(217人)が現在活動をしています。

「家庭の防火は主婦の手で!」を合言葉に、家庭の防火意識の普及、地域防災訓練への参加・防火教室の開催などを通じて、防火の輪を広げています。

防災製品って？



私たちは、たくさんの方々の繊維製品に囲まれ生活しています。しかし、その多くは燃えやすい性質があり、火災に発展する要因のひとつになっています。

それらを改良し、燃えにくくすることによって、火災による被害を軽減できるようさまざまな製品があります。

■防災製品の特長

◎火がつきにくい!

タバコやライターなどの火元に触れても燃えにくくなっています。

◎燃え広がらない!

火がついても燃え広がらない性質があり、黒く焦げる程度です。

◎毒性がない!

法律で禁止されている化学薬品はもとより、禁止されていない化学薬品であっても、厳しい試験を行い、毒性・発がん性・皮膚への障害などが無いものを使用しています。

■どんなものがあるの？

防災製品には、次のようなものがあります。

- 布団類：掛敷布団、こたつ布団、座布団
- 枕

■伊予市管内の火災と救急出場件数(3月末日現在)

種別	3月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	0	4	0	1
	1			5		
				双海		
救急出場 件数	111	12	22	330	40	48
	145			418		
				双海		

☎ 火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

▼防災製品には、このような表示が付いています。



- カバー類：シーツ、布団カバー、枕カバー
- 毛布類：毛布、タオルケット、ひざ掛け
- 衣類：パジャマ、浴衣、ネグリジエ、エプロン
- その他：障子紙、カーテン、自転車やバイクのカバー など